

事務所通信

令和3年新春号

あけましておめでとうございます。
昨年中は、お世話様になりまして、ありがとうございました。
本年もどうぞよろしく願いいたします。

昨年は、新型コロナウイルスに振り回されてしまった一年でした。
歴史が示すように、感染症は何度も何度も人類を襲ったようです。
しかしその都度、どこかで必ず感染症は収束をしています。

新年早々、首都圏の飲食店が、営業時間を20時までにするよう要請されてしまうよう
です。
また、首都圏に緊急事態宣言が発令されそうです。

飲食店の経営をされていらっしゃるお客様は、必ず固定客、ファンとなっているお客様
が一定数いらっしゃるはずで、固定客、ファンとなっているお客様をぜひ大切にしてい
ただきたいと強く思います。

企業経営者にとっては、様々な環境に対して、臨機応変に対応せざるを得ません。経営
をしていくこと、経営をし続けることは、本当に大変なことであると思います。

とはいえオーナー企業経営者は、その大変さの中でも知恵を出して活路を見出して、ご
自身の事業を行っていらっしゃいます。

どうかご自身の事業に、夢と希望と誇りをもって、厳しさの中にも楽しさを見つけ経営
をしていただきたいと強く願っております。

改めて立川会計事務所の業務は、

1. お客様にとって面倒なことを代行すること
2. お客様が解決できない問題を一緒に解決していくこと

がその本質であると考えています。

もちろん、経営者が抱えているすべての問題(悩み)を解決できるわけではありません。
しかし、その解決の糸口を、経営者と一緒に見つけ出していきます。

**首都圏に緊急事態宣言が発出された場合には、当事務所の業務時間を、
午前10時から午後5時とさせていただきます。**

ご理解とご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

令和3年度税制改正大綱（税制改正案）が、昨年12月10日に発表となりました。
今回も昨年に引き続き、中小企業に関する法人税制、個人事業に関する所得税制は、特に大きな改正案はございませんが、このうち、主なものを掲げます。

1. 中小企業等の法人税の軽減税率の特例の2年間延長

現在、資本金が1億円以下の法人の法人税率は、年800万円までは15%、年800万円を超えると23.2%となっています。
この税率が2年間延長されることになりました。

2. 中小企業向けの所得拡大税制の一部緩和で2年間延長

資本金1億円以下の青色申告の法人、そして青色申告の個人事業者に認められていた所得拡大税制が一部緩和され、適用が2年間延長されることになりました。

現在、継続して雇用をしている者に支払う給与の前期（前年）と当期（当年）とを比較して増加割合が1.5%以上であることが条件とされています。

今回、当期中（当年中）に入社した者や当期中（当年中）に退社した者がいても、前期（前年）の支払った給与額と当期（当年）の支払った給与額とを比較して増加割合が1.5%以上であれば、適用対象となります。

適用対象となれば、増加した給与の15%を法人税（所得税）から控除することができます。

また、雇用者に対しての教育訓練費が前期（前年）と当期（当年）とを比較して増加割合が10%以上であれば、増加した給与の25%を法人税（所得税）から控除することができます。

ただし、控除前の法人税（所得税）の20%相当額が限度とされます。

3. 中小企業向けの新規雇用者給与の税額控除

資本金1億円以下の青色申告の法人、そして青色申告の個人事業者が新規に人材を雇用して雇用保険に加入した場合、その新規雇用者の給与が前期（前年）と当期（当年）を比較して増加割合が2%以上であれば、新規雇用者の給与の15%を法人税（所得税）から控除することができます。

また、雇用者に対しての教育訓練費が前期（前年）と当期（当年）とを比較して増加割合が20%以上であれば、新規雇用者給与の20%を法人税（所得税）から控除することができます。

ただし、控除前の法人税（所得税）の20%相当額が限度とされます。

令和3年4月1日から令和5年3月31日までに開始する事業年度に適用となります。

4. 個人の住宅ローンの所得税の控除について

現行の住宅ローンの所得税の税額控除期間 13 年が延長されます。

新築の住宅を購入した時は、令和 2 年 1 0 月から令和 3 年 9 月末までに契約した場合、令和 4 年 1 2 月末までの入居が対象とされます。

中古住宅を購入した時は、令和 2 年 1 2 月から令和 3 年 1 1 月末までに契約した場合、令和 4 年 1 2 月末までの入居が対象とされます。

5. 退職所得課税について

退職所得の金額は、次の算式で計算します。

$$(\text{収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1 / 2 = \text{退職所得の金額}$$

退職所得控除額とは、

- ・勤続年数が 20 年以下の場合には、40 万円×勤続年数
 - ・勤続年数が 20 年を超える場合には、800 万円×70 万円×（勤続年数－20 年）
- です。

勤続年数が 5 年以下の役員がもらう退職金は、平成 2 5 年分以降は上記算式の「1 / 2」をする優遇規定は廃止されています。

今回、勤続年数 5 年以下の従業員がもらう退職金も、上記算式の「1 / 2」をする優遇規定は廃止とされることになりました。

ただし、勤続年数 5 年以下でも、もらった退職金が 3 0 0 万円までは、引き続き、上記算式の「1 / 2」をすることができます。

6. その他

今回の税制改正では見送りとなりましたが、贈与税の暦年課税制度の見直しを本格的に進めることが示されています。

贈与税の暦年課税とは、1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日までの 1 年間に贈与でもらった財産の合計額から 110 万円を差し引いて、所定の税率を乗じて計算される贈与税額のことです。

ただし相続開始前 3 年以内に贈与でもらった金額は、相続税の計算では、相続財産に加算されます。

今後、これらの制度が何らかの形で見直される可能性があります。

(代 表 立 川 勝 一)

■ 編集後記

年が明け、令和も3年目になりました。

昨年はコロナウイルスに悩まされ、左右された1年だったなぁと改めて感じます。今年もしばらくは続きそうですが、上手に付き合いつつ、早く収束するようにしっかりと予防を続けていこうと思います。

さて、年末年始はどのように過ごされましたか？

わたしの3が日は駅伝観戦でした！もちろんテレビです！

実際に長距離を走ることは苦手なのですが、見るのは面白いですよ！

選手が一人で黙々と走っているような感じもしますが、走りながらもたくさんの駆け引きがあるので、見ていて面白いのだと思います。

特に今年の箱根駅伝は熱かったです！

昨年は東京オリンピックを始めとして、たくさんのスポーツの試合が中止になりました。

今年は学生からプロ選手まで、多くのスポーツ選手がたくさんの観客の中で今までの努力の成果を発揮する場所ができるといいなと思います。

(濱 田)